

お互いに人権を尊重しましょう

人権週間

12月4日～10日



人権の共存
思いやりの心を
育てよう。

人権週間
2月4日～10日

●いじめをなくして明るい
友達関係を築こう
●部落差別をなくす
●婦人の地位を高めよう
●障害者の完全参加と
平等を実現しよう

人間は、だれでも「幸福な生活を送る権利」を持っていきます。これが人権といわれるもので、人間が人間らしく生きるためにはなくてはならない権利です。期間中、特設人権相談所が開かれます。みなさんが、これは人権問題ではないだろう

かと感じたり、困りごと、また子供のいじめ問題での悩みごとなどありましたら、遠慮なくご相談ください。(相談は無料で、秘密は固く守られます。)

特設人権相談所

■日時 12月10日(水)
午前10時～午後3時

■場所 中央公民館

■町の人権擁護委員
土屋長八：姥山67

■椎名 豊：横芝13555の2
②1968

■鈴木 栄：北清水2500
②2750

農業者年金
一問一答

養子縁組で支給は継続

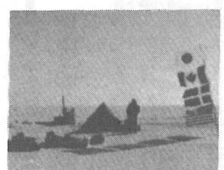
問 娘に農地を無償貸し付けし、経営移譲しましたが、娘が婿をとったので、婿に農地を貸して農業を継がせたいと考えています。年金が支給停止にならない

答 い方法を教えてください。
後継者に農地を貸して経営移譲した場合には、経営移譲した者が農業を再開(農地を取得、開墾等)したり、後継者から農地の返還を受けたり、後継者が譲り受けた農地の権利を他の者に移転(又貸し)すると支給停止になります。
あなたの考えている、婿に農地を貸して農業経営をやらせるには、次の2つの方法があります。1つには、娘さんから婿さんに農地の権利移転をする。もう1つは娘さんから一旦農地を返してもらい、改めてあなたから婿さんに貸す方法です。
ただし、このままですといずれの方法でも支給停止となりません。それは、経営移譲するため後継者の要件①子または養子(養女)である②3年以上引き続き農業に従事していることにあてはまらないからです。そこで支給停止にならないためには、まず、婿さんと養子縁組をすることです。次に婿さんが3年以上の農業従事期間(結婚前からの従事期間もよい)がない場合は、3年になるまでは、娘さんが農業経営をやっていない限りなりません。
どちらの方法を選択しても届出が必要ですので、前もって近くの農協か農業委員会にお尋ねください。

映画鑑賞会
植村直己物語

12月20日(土) 1部 午後2時から
2部 午後7時から

文化会館集会室
入場無料



「国の進学ローンを
利用せよ」

郵便局からのお願い
年賀状の差出はお早めに
12月20日までにお願いします

空気が乾燥し、火災の発生しやすい季節となりました。
おやすみ前に、もう1度、火の元の点検をしましょう。
○ストーブは ○こたつは
○レンジ・風呂等ガスの元栓は

火災発生件数

年	件数
60	16
61 (11月現在)	7

八日市場消防署調べ

62年春に高校、大学等に進学されるお子さまをお持ちの方に
おすすめします。

- 融資額 1進学者あたり50万円以内
- 融資期間 原則として進学する学校の修学年限以内
- 利率 年6・4%
- 保証人 1名以上(財)進学資金融資保証基金を利用される場合は不要です)
- 返済方法 割賦(毎月)払い。ボーナス時増額返済も可能
- 取扱期間 61年11月から62年4月まで
- ※申込み・問合せは、国民金融公庫千葉支店(☎0472-271171)へ

防火の大役
あなたが主役